

島根県立中央病院 E S C O 事業
提案募集要項

平成19年2月
島根県立中央病院

1 募集の目的

島根県（以下「県」という。）が平成17年度に実施した県立中央病院の省エネルギー診断では、施設の省エネルギー改修を行うことより、光熱水費の削減の可能性が報告された。

このことを踏まえ、県は、昨今の厳しい財政状況のもと、省エネルギー改修において優れた技術を有する民間事業者の提案を受けることにより、光熱水費の効果的な削減並びに省エネルギー及びCO₂削減等を推進して環境負荷の低減を実現する事業（以下「ESCO（Energy Service Company）事業」という。）を導入することとした。

本事業の目的は、県立中央病院において、省エネルギーについての優れた技術を活用した設計・施工、運転管理指針及び維持管理等に関する一括提案（以下「ESCO提案」という。）を受け、県にとって最も優れていると考えられる提案を選定することである。

なお、最も優れたESCO提案を行った者（以下「選定ESCO事業者」という。）は、県とギャランティード・セイビングス型（自己資金型）ESCO事業契約の締結に向け協議し、合意に至ればESCO事業を行う者（以下「ESCO事業者」という。）として県と契約（以下、「ESCO契約」という。）を締結する。

ただし、本事業は、NEDO等が行う省エネルギー関連の補助金の交付、及び県における予算化を前提としており、交付決定がなかった場合又は県の予算化がされなかった場合には、本件はESCO提案を募集したことに留まり事業化はされない条件付きの募集である。

また、この場合、ワークスルー調査、提案書の作成及び補助金申請に係る資料作成は、ESCO事業者の負担となる。

（注）ギャランティード・セイビングス契約

ESCO事業者が省エネルギーのための改修設計及び改修工事を行い、設置した省エネルギーサービスのために必要な設備機器の所有権を県に移転した上で、契約期間中、設備機器の運転管理、維持管理及び光熱水費削減の保証等のサービスを行う契約である。

2 対象事業の概要

事業の概要は、次のとおりとする。

（1）件名

島根県立中央病院 ESCO 事業

（2）事業内容

ESCO事業者は、包括的エネルギー管理契約書に基づき設計・施工した省エネルギー改修設備等（以下「ESCO設備」という）を導入し、ESCO契約により、ESCO契約期間内、県に設備の運転管理、維持管理、光熱水費削減額の保証、また省エネルギー量

効果を把握するための計測・検証等を含めるサービス（以下「ESCO サービス」という。）を提供する。

ESCO 事業者は ESCO 契約期間内、ESCO 設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行う。

ESCO 事業者は適切な計測・検証手法を導入し、県の利益及び省エネルギー効果を保証する。

ESCO 事業者は ESCO 設備及び県の既存設備等に関する運転管理指針を示し、ESCO 事業者及び県は善良なる管理者の注意義務をもって、その運転管理指針に則り運転管理を行う。

(3) 事業場所

施設名称 島根県立中央病院
所在地 島根県出雲市姫原 4 丁目 1 番地 1

(4) 業務の範囲

ESCO 事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

省エネルギー改修設計及びその関連業務
省エネルギー改修工事、工事監理及びその関連業務
工事に関連する手続き業務及びその関連業務
ESCO 設備を用いた ESCO サービス提供業務
ESCO 設備の運転及び維持管理業務
既存設備を含めた運転管理指針に基づく助言業務
省エネルギー計測・検証業務
光熱水費削減の保証業務
補助金申請への協力、資料作成業務

(5) 事業対象

事業対象部分は、次のとおりとする。

建築物（構造部分を除く）
電気設備
受変電設備、予備電源設備、動力設備、電灯コンセント設備等
機械設備
給排水衛生設備、給湯設備、ガス設備、空気調和設備、特殊排水処理設備、
雨水処理設備、昇降機設備等
屋外設備
屋外電気設備、屋外給排水設備等

なお、医療設備及び、以下の医療設備類に係る部分については事業対象部分から除くものとする。

医療用に係る設備及び機器の電気設備、医療ガス設備類

(6) 事業期間等

ESCO 事業者の選定	平成19年 4月(予定)
予算の議会承認	平成19年10月(県議会)
ESCO 契約の締結	平成19年10月(予定)
設計・工事期間	契約締結日～平成20年3月31日
ESCO サービス期間	平成20年4月1日～平成23年3月31日

3 応募条件

(1) 応募者

応募者は、ESCO 事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同）とする。

グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1社選定する。

参加表明時は、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。

応募者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続、及び契約等にかかる諸手続を行う。

なお、ESCO 提案提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することができる。ただし、「応募時のグループの構成員」と「特定子会社設立後の特定子会社とそれ以外の企業からなるグループの構成員」は同一性があること。さらに、特定子会社への移行手続きの際は、グループ全体の同意、及び県の承諾のもとに事業を引き継がなければならない。また、特定子会社は、応募当初の事業役割を担う事業者と同一性があること。

(2) 応募者の役割

ESCO 事業者は、次の役割の全てを担い、グループの場合は各構成員が次の役割を分担する。

a．事業役割： 県との契約等諸手続を行い(県との対応窓口)事業遂行の責を負う。

b．設計役割： 設計に関する業務・監理に関する業務を全て実施する。

c．建設役割： 建設に関する業務を全て実施する。

事業役割を担う企業と設計役割を担う企業、建設役割を担う企業が異なる場合には、適正な委託契約又は請負契約を締結すること。なお、その契約内容について事前に県の了承を得ること。

事業役割を担う応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する覚え書き等の写しを県に提出すること。なお、その覚え書き等には、事業役割の構成企業全体が、県に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。また、事業役割の構成企業のうち 1 社が、代表者として県との対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負うものとする。

下請業者又は協力事業者の選定にあたっては、県内の事業者を優先して選定するものとする。

(3) 応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとする。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たすこと。

応募者は「4 ESCO 事業者選定の流れ(8)応募手続 参加表明書及び資格確認書類の提出」に示される提出書類により、本 ESCO 提案募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

応募者は、各種対策により、対象物件のエネルギー削減量を提案できる者であり、削減量が達成できない場合には保証措置を講じることができる者であること。

応募者は、省エネルギー改修後のエネルギー削減量及び削減金額を計測・検証することができる者であること。

事業役割を担う応募者は、経営等の状況が良好であること。

事業役割を担う応募者は、事業運営・維持管理を円滑に行える体制を有すること。

設計役割を担う応募者は、一級建築士、建築設備士、技術士（建設、電気・電子、機械、または衛生工学）若しくはエネルギー管理士のいずれかの資格を持つ者が所属する者であること。

建設役割を担う応募者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく電気又は管工事に係る監理技術者資格を持つ者が所属する者であること。

建設役割を担う応募者は、建設業法第 3 条第 1 項の規定により提案内容に該当する項目の特定建設業の許可を受けた者であること。

建設役割を担う構成員は、県の競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

事業役割を担う応募者が特定子会社を設立する場合は、事業役割を担う応募者が当該特定子会社に対し当該 ESCO 業務に関する履行保証を行うこと。

(4) 応募資格の制限

次に掲げるものは、応募者又は応募者の構成員となることはできない。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

本募集要項の公示（以下「公示」という。）の日から提案書提出日までの期間に県

建設工事等指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けている者。

公示の日から提案書提出日までの期間に建設業法第 28 条第 3 項若しくは第 5 項の規定による営業停止の処分を受けている者。

暴力団員が経営する建設業者又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者及びこれらに準ずる者。

商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。

民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者。

会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申し立てをしている者又は申し立てをなされている者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者であっても更生計画を許可された場合にあっては、更生手続開始の申し立てをしなかった者又は申し立てをされなかった者とみなす。

応募資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者

(5) 応募に関する留意事項

費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

提出書類の取扱い

原則として提出書類は返却しない。また、県は本 ESCO 提案の審査以外の目的で提出書類を使用しない。

著作権

応募者が ESCO 事業者となった場合は、ESCO 提案の内容が、著作権法（平成 14 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項第 1 号の著作物に該当するとき（以下著作権に該当する成果物を「著作成果物」という。）その著作権は県に帰属する。また、ESCO 事業者は、特段の定めのない限り、著作権法第 18 条第 1 項の権利（公表権）、著作権法第 19 条第 1 項の権利（氏名表示権）及び著作権法第 20 条第 1 項の権利（同一性保持権）を行使しない。ただし、ESCO 事業者は、特段の定めのない限り、著作成果物を利用することができる。

特許権等

ESCO 提案内容に含まれる特許権、実用新案件、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、

応募者が負うものとする。

県からの提示資料の取扱い

県が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

1 応募者の複数提案の禁止

1 応募者の構成員は、1つの提案しか行うことができない。

複数の応募者の構成員となることの禁止

1 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認められない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、県と協議を行い、県が変更を認めたときはこの限りではない。

提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、県が変更を認めたときはこの限りではない。

虚偽の記載の禁止

参加表明書、資格確認書又は ESCO 提案書に虚偽の記載をした場合は、失格とする。

4 ESCO 事業者選定の流れ

(1) 応募

「(8)応募手続 参加表明書及び資格確認書類の提出」に定める書類を提出する。

(2) 資格の確認・提案要請

資格の確認により条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書等で要請する。

(3) 最優秀提案者の選定

県が設置する審査委員会により、提案の中から最優秀提案者を選定する。

(4) 詳細協議

最優秀提案者（選定 ESCO 事業者）は、以降の詳細診断、包括的エネルギー管理計画（最終提案）書作成及び契約書の諸条件について詳細協議を行う。なお、この協議は選定 ESCO 事業者の提案を基に行われるものとする。

(5) ESCO 事業者の選定

県は、選定 ESCO 事業者と協議が整えば ESCO 契約を締結する。

(6) 事務局

本 ESCO 提案募集に係る事務局は、次のとおりとする。

島根県事務局

島根県環境生活部 環境政策課 環境企画グループ（担当：内田）

郵便番号 690 - 8501

住所 島根県松江市殿町1番地

電話 0852 - 22 - 6742（ダイヤルイン）

F A X 0 8 5 2 - 2 5 - 3 8 3 0
E -mail kankyo@pref.shimane.lg.jp

(7) ESCO 提案募集スケジュール

ESCO 提案の募集及び選定は、次の日程で行う。

a プレスリリース	平成19年 2月15日(木)
b 公告及びホームページ公開	平成19年 2月15日(木)~ 22日(木)
c 募集要項配布	平成19年 2月15日(木)~ 22日(木)
d 質問受付	平成19年 2月15日(木)~ 22日(木)
e 説明会及び質問回答	平成19年 2月28日(水)
f 参加表明書及び資格確認書類の受け付け	平成19年 3月 6日(火)~ 7日(水)
g 資格確認結果通知及び提案要請書の送付	平成19年 3月12日(月)
h 現場ウォークスルー調査 1	平成19年 3月16日(金)
i 提案書の受付	平成19年 4月12日(木)~ 13日(金)
j 最優秀提案の選出、結果通知	平成19年 4月24日(火)
k 補助金申請	平成19年 5月(予定)
L 契約締結	平成19年10月(予定)(補助金交付決定後)

1:現場ウォークスルー調査の内容は、現場の資料閲覧、及び現地視察である。
なお、ウォークスルーの当日に限り、運転管理の詳細図書等(台帳や月報)の閲覧は可能であるが、貸し出し、コピーの依頼については一切受け付けない。

(8) 応募手続

募集要項の配布

a 日時

平成19年2月15日(木)~ 2月22日(木)

事務局での配布は、土日を除く9時から16時までとする。

b 配布方法

募集要項は、県のホームページ(<http://www.pref.shimane.lg.jp.kankyo/>)

に掲載する他、4(6)に記載する事務局においても配布する。

質問及び回答

本要項及び資料に関する質問及び回答は、次により行う。

a 質問の方法

質問は、質問書(様式5)により、1質問につき質問書1枚を使用する。

複数の質問がある場合には様式をコピーして使用する。

なお、電話、口頭は不可とし、持参、郵送、FAXまたは電子メールとする。

b 受付場所

受付は、4.(6)に記載する事務局で行う。

c 受付期間

平成19年2月15日(木)～2月22日(木) (必着)

持参の場合は、土日を除く9時から16時までとする。

d 回答

回答は、文書で行い、口頭による個別対応は行わない。

また、回答書は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

なお、回答書は、説明会開催日に会場で配布するとともに、県のホームページに掲載する。(http://www.pref.shimane.lg.jp.kankyo/)

説明会の開催

参加表明書受付の前に、募集要項に関する説明会を開催する。説明会は、本要項に関する質問書に対する回答を主とする。説明会への参加事業者は、平成19年2月22日(木)～2月23日(金)の間に参加人数を事務局に郵送又はFAXで連絡する。書式は自由とする。

なお、参加者数によっては、1応募者からの参加者数の調整を行うことがある。

また、説明会では、本募集要項等の再交付は行わない。

a 日時 平成19年2月28日(水) 10時～12時

b 場所 島根県立中央病院 3階会議室1(出雲市姫原4丁目1番地1)

参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者及び応募者の構成員は、参加表明書及び必要書類を作成し提出する。

a 提出期間 平成19年3月6日(火)～3月7日(水) (必着)

持参の場合の受付時間は、9時から16時までとする。

b 提出先 4.(6)に記載する事務局へ提出すること。

c 提出書類

応募者及び応募者の構成員は、以下()～()の書類をA4ファイル綴じしたものを1部提出すること。

() 参加表明書(様式1 代表会社のみ)

() グループ構成表(様式2 グループで参加の場合のみ)

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担(事業役割、設計役割、建設役割)を明確にする。グループとして応募の場合は、構成員の間で交わされた覚え書き等の写しを添付すること。また、特定子会社の設立

を予定する場合は、その資本金、役員（予定）出資者、定款を明らかにする特定子会社の構成計画書（様式は自由）を提出すること。

() 印鑑証明書（全社）

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3ヶ月以内に発行されたもの。但し、登録印鑑の変更をした場合には、変更後の証明書を提出すること。

() 商業登記簿謄本（全社）

現に効力を有する部分の謄本で受付日前3ヶ月以内に発行されたものを綴じたもの。（写し可）

() 納税証明書（全社）

最終決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を各1通づつ綴じたもの。事業所が複数箇所にある場合は、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。（写し可）

() 財務諸表（全社）

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、減価償却明細表、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたもの。貸借対照表及び損益計算書に関しては、企業単体の他、連結決算分も提出すること。（写し可）

また、応募者の構成員の各社は、上記の他に、有価証券報告書（報告書を作成していない場合は、税務申告書）の写しを併せて提出すること。その他、本 ESCO 事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付すること。

() 会社概要（全社）

A4版の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴など、以下の項目を網羅し綴じたものを提出すること。

- ・ 設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数（様式自由・パンフレットによる代用も可）
- ・ 有資格技術職員内訳表・免許証（写し可、様式3-1）総括責任者及び主任技術者の業務実績表・免許証（写し可、様式3-2）企業状況表（様式3-3）等

() 経営事項審査結果通知書（建設役割会社のみ）

審査基準日が、受付日前1年7ヶ月以内のもので、申請書の許可番号、代表者名等が経営事項審査時より変更があって異なる場合は、変更後の許可証明を提出すること。（写し可）ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示すること。

() 特定建設業の許可証明書（建設役割会社のみ）

建設業法第3条第1項に規定する「特定建設業」の許可証明書を提出す

ること。(写し可)ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示すること。

() ESCO 関連事業実績一覧表(様式4 代表会社のみ)

様式に従い、事業実績表を提出すること。

資格確認結果及び提案要請書の通知

資格確認の結果は、平成19年3月12日(月)に文書等で、県から応募者(代表者)に通知する。資格が確認された場合は、併せて提案要請書及び「10 配布資料」による資料を送付する。なお、資格確認の基準日は、平成19年3月11日(日)とする。(結果発送の前日)

現場ウォークスルー調査

県が、提案要請を行った応募者によって、現場ウォークスルー調査を行う。

なお、現場ウォークスルー調査の日程及び参加方法については、提案要請書と併せて応募者に通知する。

- a 日時 平成19年3月16日(金)9時30分から12時及び13時から17時まで(予定)
- b 場所 島根県立中央病院(出雲市姫原4丁目1番地1)
- c 内容 現地調査、資料閲覧
- d その他 運転管理上の図書等(台帳、月報、その他)の閲覧は可能であるが、貸し出し、及びコピーの依頼等は一切受け付けない。

ESCO 提案書の提出

提案要請書を送付された応募者は、現場ウォークスルー調査に参加後、次の手順により現場ウォークスルー調査結果及び県から提供される資料をもとに、ESCO提案の書類を作成し、関連資料も併せて提出する。

なお、ESCO提案提出書類の作成については、「9 ESCO提案提出書類及び作成方法」による。

- a 提出日時 平成19年4月12日(木)~4月13日(金) (必着)
持参の場合は、9時から16時までとする。
- b 提出場所 島根県環境生活部環境政策課(4.(6)に記載する事務局)
- c 提出部数 正本1部、副本6部、計7部を提出すること。
- d ESCO提案書提出書類

提出書類は、9.(1)に記載する書類とする。

参加を辞退する場合

提案要請書を配布された応募者が以降の参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式6)を平成19年4月9日(月)までに事務局に持参又は送付する。

5 審査及び審査結果の通知

(1) 審査項目

審査委員会は、経済性、省エネルギー・温暖化対策、技術面及び事業運営能力等の各面から、総合的に ESCO 提案書の審査を行う。

なお、審査において次の事項を重視する。

経済性

設計・工事費用が安いこと

光熱水費削減保証額が大きいこと

ESCO 期間中(20~22年度)のESCO サービス料が安いこと

ESCO 期間中(20~22年度)の県の保証利益が大きいこと

契約終了後7年間(23年度以降7年間)の県利益が大きいこと

補助金等の可能性の適切な言及があること

省エネルギー・温暖化対策

対象建物全体の省エネルギー率が高いこと

二酸化炭素(CO₂)排出の削減率が高いこと

技術面

技術提案に具体性・妥当性があること

NO_x、SO_x、ばいじん、騒音等環境性が配慮されていること

提案に独自性や特殊なノウハウが含まれること

設備維持管理、計測、検証方法及び運転管理指針の提案に具体性・信頼性があること

提案による工事施工が県施設の運営・業務に支障がないこと

優れた品質管理を行い期限までに確実に工事を完了し、設備を県に引き渡しできる信頼性があること

提案としてバランスが良く優れていること

事業運営能力

対象施設の運営・業務(特に緊急時)に支障のない組織体制であること

提案者の経営状況が信頼できること

(2) 審査の流れ

ESCO 事業者の審査に当たっては、以下の要領で行う。

審査の過程において、プレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションの日程は、平成19年4月20日(金)を予定しており、詳細については、別途応募者に通知する。

ESCO事業者からの提案書類をもとに提案内容を審査し、総合得点の最も大きい提案をしたESCO提案者を最優秀提案者とし、選定ESCO事業者とする。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、応募者に文書で通知するとともに県のホームページに公表する。

(<http://www.pref.shimane.lg.jp.kankyo/>)

審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

提出期限までに書類が提出されなかった場合

提出書類に虚偽の記載があった場合

提出書類に重要な事実について記載がなかった場合

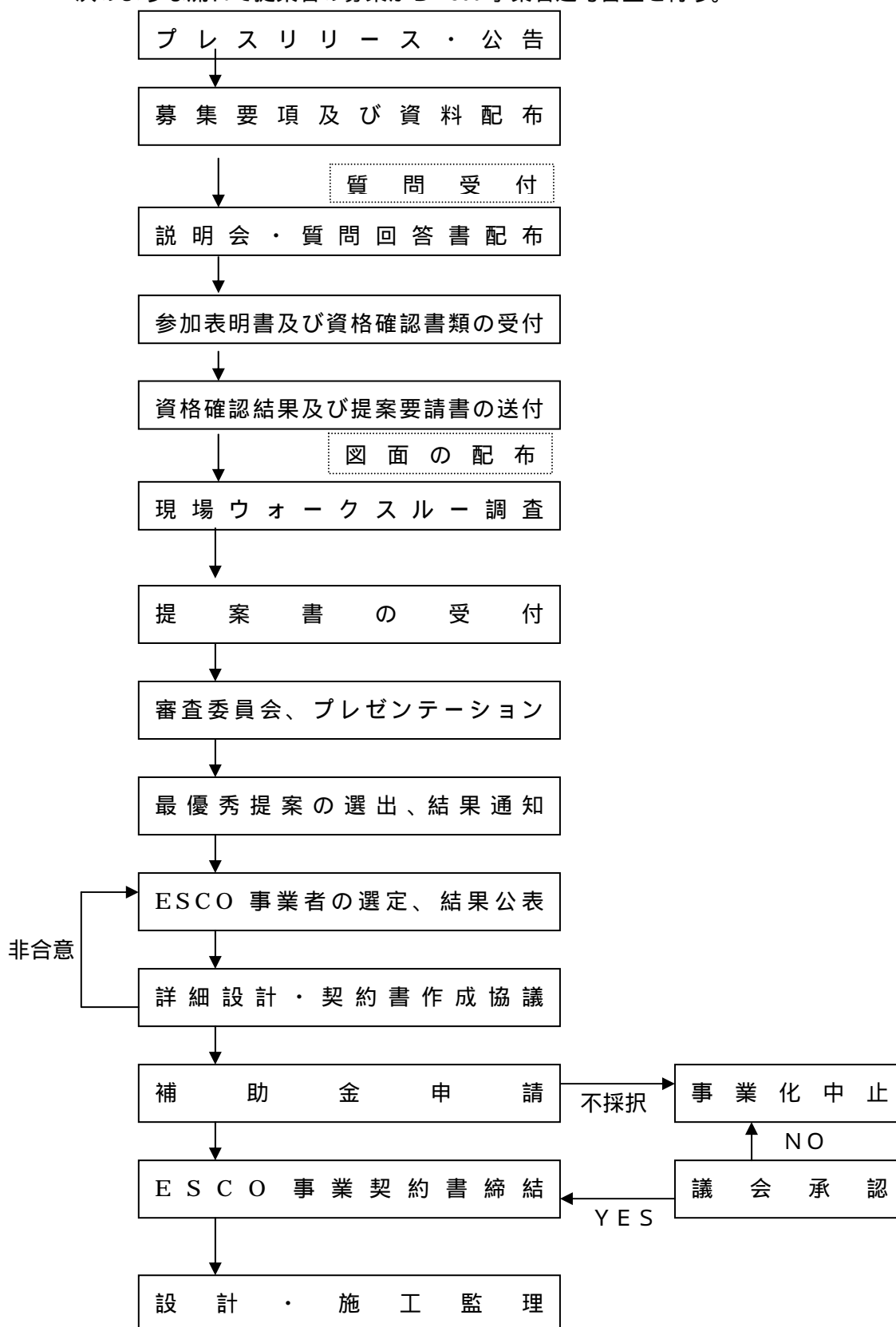
本要項に違反すると認められる場合

審査の公平性に影響を与える行為があった場合

その他、評価項目のうち、重要な項目が満たされない場合

(5) 提案者の募集から ESCO 事業者選考審査に至る過程

次のような流れで提案者の募集から ESCO 事業者選考審査を行う。



6 提示条件

応募者は、以下の条件に基づき、ESCO 提案提出書類を作成する。

(1) 事業の遂行

本事業については、ギャランティード・セイビングス型 E S C O 契約を行うため、設計・改修工事の完成後、県の確認をもって、E S C O 設備の引渡しを完了とし、その所有権は県に移転するものとする。

平成 20 年 3 月末日までに当該省エネルギー改修工事を完成させること。

「2.対象事業の概要(4)業務の範囲」に示す業務を確実に行うこと。

省エネルギー改修は、「2.対象事業の概要(5)事業対象」に示す部分において実施することとし、改修内容は、省エネルギーに有用で効果的なものとする。また、改修による省エネルギー率、二酸化炭素排出削減率及び光熱水費削減保証額は、県の示す値以上とすること。

設計・改修工事費用及び ESCO サービス料は、県の示す支払限度額内であること。

空調用ポンプ類の制御方式の変更に係る提案を必ず含めること。

既存設備を有効に利用した省エネルギー提案であること。

N E D O 等の省エネルギー改修に係る補助金の申請等については、県と選定 ESCO 事業者間で協議を行う。

選定 ESCO 事業者は、必要に応じ、県が行う省エネルギー改修に係る補助金の申請等の諸手続に関して、申請書類の作成等の協力を行う。

省エネルギー率、二酸化炭素排出削減率、光熱水費削減保証額、設計・改修工事費用の支払限度額、及び ESCO サービス料の支払限度額は別紙 1 に示す。

- 1 省エネルギー率とは、県の示すベースラインに対するエネルギー削減量の割合をいう。

(2) 設計・施工に関する事項

次に示す施設概要データの他、「10 配布資料」に示す資料を参考に、省エネルギー診断、省エネルギー手法とその省エネルギー性能、改修費用、光熱水削減量及び削減額、計測・検証手法等を示す ESCO 技術提案書を作成すること。なお、資料に不足のある場合には、応募者は、省エネルギー診断に必要なデータに限り、追加データとして提供を求めることができる。

<施設概要データ>

ESCO 事業者実施箇所 : 島根県立中央病院

島根県出雲市姫原 4 丁目 1 番地 1

敷地面積 : 66,917 m²

建築概要 : 建築面積 13,426 m²

	延床面積	55,699 m ²
	建築構造	
	・病院本館	SRC造一部S造 地上10階
	・エネルギー棟	RC造 2階
建物竣工年月	:	平成10年11月
用途地域等	:	第一種住居地域、22条指定区域

(3) ベースライン、削減予定・保証エネルギー量及び削減保証額の設定

ベースラインの設定

事業計画の基礎となるベースラインは、過去3年間のエネルギー消費量及び上下水道使用量の単純平均値に、平成18年度エネルギー単価(以下「基準エネルギー単価」という)を乗じて算定される金額とする。

なお、ベースラインは別紙2に、基準エネルギー単価は別紙1に示す。

削減予定エネルギー量、削減保証エネルギー量及び削減保証額の設定

ESCO事業者は、技術提案の内容から、省エネルギー改修後の光熱水の量的削減量を算出し、これを削減予定エネルギー量とする。なお、その算出方法等を明示すること。

また、基準エネルギー単価を削減保証エネルギー量に乗じて得た金額の総額(以下「削減保証額」という)が別紙1に示す金額以上でなければならない。なお、削減保証額は、必ずESCOサービス料を上回るように設定しなければならない。

(4) ESCO事業費の支払い等

支払期間

平成19年度から平成22年度まで

平成19年度 設計・改修工事費用の支払方法

- a. 設計・改修工事の確認を終えた後、本県に請求書を提出する。
- b. 支払回数は年1回とする。

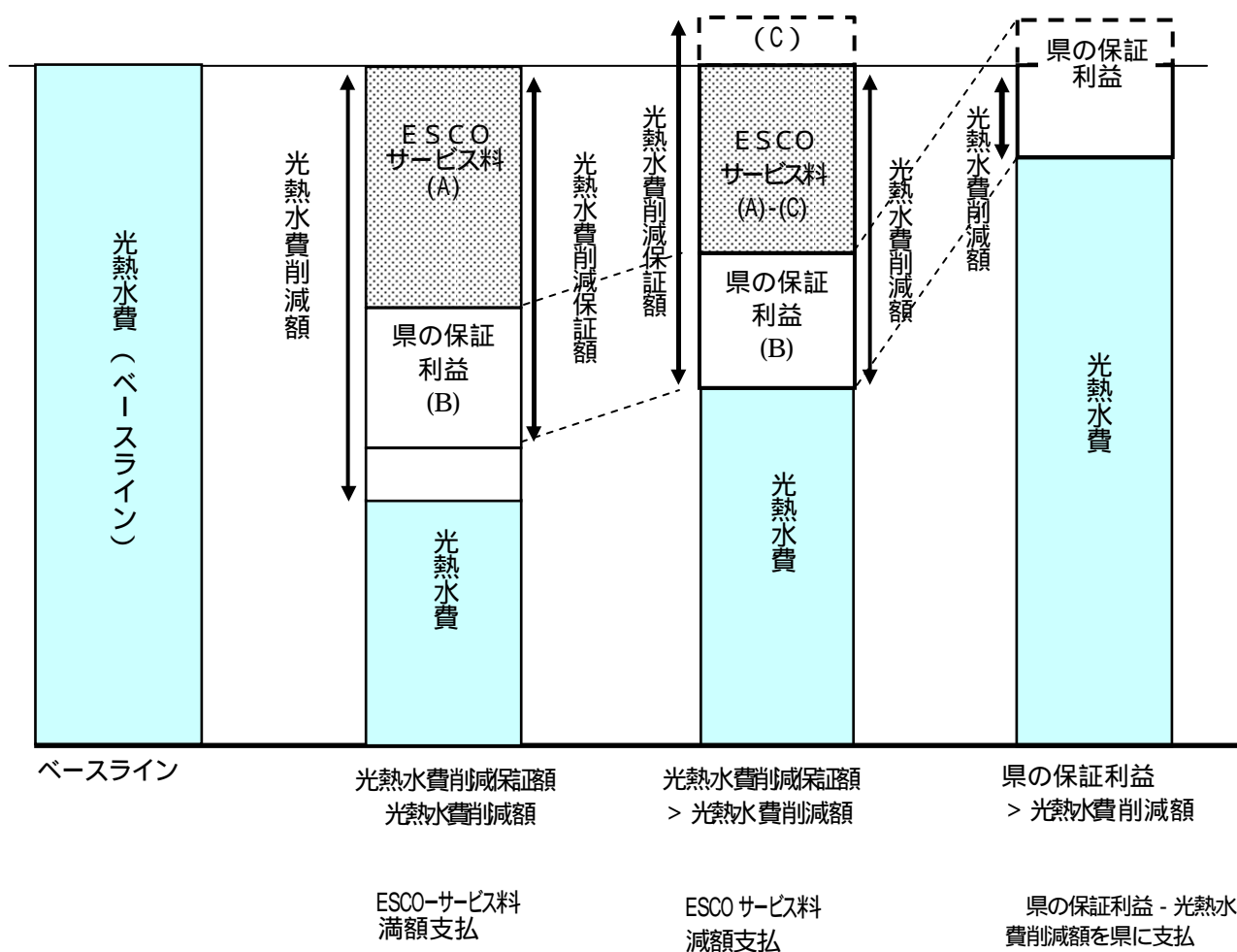
平成20年度以降のESCOサービス費用の支払方法

- a. ESCO事業者は、以下に示す条件に基づき適正にESCOサービス料を算定して、指定された期日までに県に請求書を送付する。
- b. 支払回数は、各年度1回とし、県は、当該各年度において、ESCO事業者が保証する削減効果があることを確認した上で、所定期日までに当該年度分のESCOサービス料を一括して支払う。

ただし、実現した当該各年度の削減エネルギー量に基準エネルギー単価を乗じて得られた額(以下「光熱水費削減額」という。)が削減保証額を下回る場合に

- は、当該年度分の ESCO サービス料は、「削減保証額 - 光熱水費削減額」分が減額されるものとする。
- c . 「光熱水費削減額 - 県の保証利益」が負の値となる場合は、当該年度分の ESCO サービス料は支払わないものとする。なお、この場合、ESCO 事業者は「県の保証利益 - 光熱水費削減額」分を県に支払うものとする。
- d . ただし、ESCO 事業者の申し出を受け、県が妥当と判断した場合のベースラインの見直しに係る要件に該当する場合は、上記の限りではない。
- e . 支払いは、県の通常の支払い方法によるものとし、この要項に定めのないものは島根県病院事業財務規則によるものとする。
- f . ESCO サービス料及び支払いの保証と調整方法等の詳細については、ESCO 事業者との協議の上、「ESCO 契約書」で定めるものとする。

図 ESCO サービス料の支払い方法



注) 図中の「ベースライン」「ESCO サービス料」「光熱水費削減保証額」は、応募者の提示をもとに契約した額とする。

注) 県の保証利益 = 光熱水費削減保証額 - ESCO サービス料

ESCO 事業費の総支払額

ESCO 事業の総支払額は、ESCO 契約期間中の以下に示す費用の合計金額とする。また、平成 19 年度を除いた毎年支払われる ESCO サービス料は、各年度にわたる均等払いとすること。

a . 設計・改修工事費用（平成 19 年度）

- () 省エネルギー改修設計及びその関連業務にかかる費用
- () 省エネルギー改修工事及びその関連業務にかかる費用
- () 省エネルギー改修工事の工事監理業務にかかる費用
- () その他設計・改修工事に必要な費用

b . ESCO サービス料（平成 20 年度から平成 22 年度まで）

- () 光熱水量削減保証にかかる費用
- () ESCO 設備の運転管理・維持管理・定期点検（消耗品、オーバーホールを含むフルメンテナンス）にかかる費用。なお、定期点検にかかる費用としては平成 20 年度から平成 29 年度までのかかる費用を示した上で、平成 20 年度から平成 22 年度までにかかる費用とする。
- () 計測・検証にかかる費用
- () その他、ESCO サービスに必要な費用

削減保証とベースラインの調整方法

- a . 当該年度のベースラインのうち、エネルギー消費量が、施設の利用状況の変化、運転管理方法の著しい変更、気候条件の著しい変動等のベースラインの見直しに係る要件（以下「ベースライン変動要因」という。）に該当するときは、ESCO 事業者の申し出を県が妥当と判断した場合、ベースラインの調整を行い、改めて県と ESCO 事業者の協議のもと、削減保証エネルギー量及び削減保証額を見直すことができる。
- b . ベースライン変動要因の採用及びベースラインの見直しにより修正された削減保証額の算定については、ESCO 事業者が合理的な根拠を示して資料の作成を行い、県と協議を行って、県の承諾を受けなければならない。県の承諾がない場合は、ベースラインの調整を行うことはできない。
- c . ベースラインの見直しの詳細については、包括的エネルギー管理計画書において示すこと。

ESCO サービス料に係る債権の取り扱い

ESCO サービス料に係る債権は、譲渡又は担保の目的に供することができない。

(5) 運転及び維持管理に関する事項

運転管理指針の提示について

選定 ESCO 事業者は、ESCO 設備の最適な「運転管理指針（案）」及び ESCO 事業の効果をもっと高めるために必要な県の既存設備の最適な運転管理方法を提案するものとする。

ESCO 事業者は、提案の内容に基づき県との協議で承諾された「運転管理指針」を作成し、ESCO 契約期間中、ESCO 事業者及び県は、善良なる管理者の注意義務をもって、その運転管理指針に則り、ESCO 設備に関しては ESCO 事業者が、既存設備に関しては県が運転管理を行うものとする。

なお、ESCO 事業者は、既存設備に関する運転状況を県の了解の下に必要なに応じて調査し、県の運転管理が運転管理指針と著しく乖離している場合には、県に対して適切な運転管理の提言を行うことができる。また、ESCO 事業者は、より効果的な運転管理について、必要な助言を適宜行うことができる。

ESCO 設備の維持管理について

選定 ESCO 事業者は、県に ESCO 設備の「維持管理計画書」を提出し、県の承諾を受け、ESCO 契約期間中は「維持管理計画書」に基づいて、ESCO 設備の必要な維持管理を、自らの負担で行う。

ESCO 事業者は、ESCO 設備の維持管理状況については、毎年、県に報告しなければならない。なお、その維持管理が計画どおりでなく、若しくは不十分であるときは、県が ESCO 事業者に対して必要な ESCO 設備のメンテナンスを命ずることができる。

(6) 計測・検証に関する事項

ESCO 事業者は、光熱水量の削減を図り、光熱水費削減による県の利益を保証しなければならない。

ESCO 事業者は、提案により示した光熱水の削減予定エネルギー量及び削減保証エネルギー量が確実に守られていることを証明するための適切な計測・検証手法を県に提示し、ESCO 契約期間中においては、ESCO 設備の計測・検証を行う。

ESCO 事業者は、計測・検証結果を毎年度末に県に報告し、県はそれを確認する。

(7) 包括的エネルギー管理計画書の作成(今回の提案には不要)

選定 ESCO 事業者は、詳細診断終了後、上記の(3),(4),(5),(6)に示す内容を合わせた「包括的エネルギー管理計画書」(最終提案書)を作成し、補助金申請の協力業務を行うものとする。この際、ESCO 提案書の内容と大きな乖離が生じないようにす

る。なお、包括的エネルギー管理計画書の作成等に係る経費は選定 ESCO 事業者の負担とする。

(8) 省エネルギー改修工事にかかる設計・施工に関する適用基準等

国土交通省監修「公共建築工事標準仕様書（建築・電気設備・機械設備編）」（平成 16 年度版）

国土交通省監修「公共建築設備工事標準図（電気設備・機械設備編）」（平成 16 年度版）

島根県機械設備工事施工標準図（平成 12 年版）

(9) その他

この要項に定めることその他、ESCO 提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

当提案をもとに ESCO 事業者が作成し、県が承認した計画等に疑義が生じた場合は、県と ESCO 事業者の両方で誠意を持って協議する。

7 事業の実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

ESCO 事業者は、包括的エネルギー管理計画書、募集要項、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行する。

(2) ESCO 契約期間中の ESCO 事業者と県の関わり

ESCO 事業は、ESCO 事業者の責により遂行される。また、県は ESCO 契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

(3) 県と ESCO 事業者の責任分担

基本的な考え方

ESCO 事業者は、そのノウハウを最大限に発揮し、光熱水費の削減や省エネルギーを図るものであるが、その ESCO 提案は、ESCO 事業者選定の最大の根拠であり、信頼性のあるものでなければならない。

ESCO 提案が達成できないことによる損失は、原則として ESCO 事業者のみが負担しなければならない。

ただし、異常気象や運営状況の大幅な変動など、ESCO 事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、ESCO 事業者が合理的な根拠を示した申し出を行うことにより、別途協議を行うこととする。

予想されるリスクと責任分担

県と ESCO 事業者の責任分担は、原則として次の表によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で、ESCO 提案を行う。

なお、事業者が責任を負うべき事項のなかで、県が責任を負うべき合理的な理由があるものや、現段階で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。

予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			県	ESCO事業者
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの		
	ESCO提案の誤り	ESCO事業の提案が達成できない場合		
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動等による場合		
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		
	制度の変更	消費税の変更に伴うもの		
		消費税以外の税制の変更に伴うもの		
	保険	施設の設計・改修における履行保証保険及び維持管理期間のリスク保証する保険		
	事業の中止・延期	県の指示、議会の不承認によるもの		
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期		
施設改修に必要な許可等の遅延によるもの				
事業者の事業放棄、破綻によるもの				
県	県の事業放棄、破綻によるもの			
応募コスト	応募コストの負担			
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	協議	
	物価	急激なインフレ・デフレ	協議	
	設計変更	県の提示条件、指示の不備によるもの		
		ESCO事業者の指示・判断の不備によるもの		
資金調達	必要な資金の確保に関すること			
建設段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	協議	
	物価	急激なインフレ・デフレ	協議	
	用地の確保	設置場所の確保、資材置場の確保		
	設計変更	県の提示条件、指示の不備によるもの		
		ESCO事業者の指示・判断の不備によるもの		
	工事遅延・未完工	県の責務による工事遅延・未完工による引渡しの遅延		
		ESCO事業者の責務による工事遅延・未完工による引渡しの遅延		
	工事費増大	県の指示・承諾による工事費の増大		
ESCO事業者の指示・判断の不備によるもの				
性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)			

	一時的損害	引き渡し前に工事目的物等に関して生じた損害		
		引き渡し前に工事に起因し施設に関して生じた損害		
支払関連	支払遅延・不能	支払の遅延・不能によるもの(下記以外)		
		計測・検証報告の遅延により支払いを留保する場合		
		省エネ保証に係る省エネ保証行為の不履行		
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、県の責による事業内容の変更		
		ESCO 事業者が必要と考える計画変更		
	立ち入り許可	必要な施設への立ち入り許可が下りない場合の事業未遂行		
	維持管理費の上昇	上記以外の要因による維持管理費用の増大		
	ESCO 設備の損傷	県の故意・過失または県施設に起因する ESCO 設備の損傷		
		ESCO 事業者の故意・過失に起因する ESCO 設備の損傷		
	施設損傷	ESCO 事業者の故意・過失または、ESCO 設備に起因する県施設・設備の損傷		
		不可抗力以外のその他の原因による県の施設・設備の損傷		
	瑕疵担保	ESCO 設備に関する瑕疵の担保責任		
	不可抗力	天災等による県施設の損傷		
		天災等による ESCO 設備等の損傷		協議
	機器の不良	ESCO 機器が所定の性能を達成しない場合		
	光熱水費単価	光熱水費単価の変動		
エネルギー消費量	機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更			
	上記以外の変動要因の場合		協議	
計測・検証	設備の不良	ESCO 機器が所定の性能を達成しない場合		
	計測・検証	計測・検証報告への疑義		
		計測・検証に必要な県からの情報提供の遅延・不能		
	光熱水費単価	光熱水費単価の変動		
	ベースラインの調整	機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更		
上記以外の変動要因の場合			協議	
保証関連	性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)		
		仕様不適合による施設・設備への損害、県施設運営・業務への障害		

8 契約に関する事項

(1) 契約の手順

選定 ESCO 事業者と県は、N E D O 等が行う省エネルギー関連の補助金の交付を受け、島根県議会の予算承認を得た上で、ESCO 契約締結のための手続きを行う。

(2) ESCO 契約の概要

対象者

選定 ESCO 事業者

締結時期

平成19年10月(予定)

契約の概要

募集要項、包括的エネルギー管理計画書に基づき、県の予算範囲内で随意契約が成立した場合に締結するものであり、ESCO 事業者が遂行すべき設計、省エネルギー改修工事及び運転・維持管理に関する業務内容や保証金額、支払方法等を定める。また、県と ESCO 事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記する。

9 ESCO 提案提出書類及び作成方法

(1) ESCO 提案時の提出書類

ESCO 提案提出書類は、様式7の提案書提出届により提出書類の構成を示した上で、以下の各提出書類を提出する。なお、c~hの書類にはそれぞれ様式8の表紙をつけて提出すること。

提案書提出届	(様式7)
提案書表紙	(様式8)
提案書関係	
a ESCO 事業費用提案書	(様式9)
b ESCO 技術提案書	(様式10)
c ESCO 設備維持管理提案書	(様式11)
d 運転管理指針提案書	(様式12)
e 計測・検証方法提案書	(様式13)
f 緊急時対応方法提案書	(様式14)
g 主要機器等の設置箇所図提案書	(様式15)
h 提案総括表	(様式16)

なお、提案書の各ページの下中央に通し番号をふるとともに、左上に県から送付された提案要請書に記載されている提案要請番号を記入する。

(2)作成方法

一般的事項

- a. 使用言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とし、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。
- b. 各提案書については、各書類の左上に、県より送付された提案要請書に記載されている提案要請番号を記載し、住所、会社名、氏名等の表示は付さない。

ESCO 事業費用提案書

「6. 提示条件」により積算し、様式 9-1~2 に従い作成する。積算書の内容については、補助金申請や県の監査において妥当であると判断されることが必要である。

ESCO 技術提案書

省エネルギー改修提案の概要を、改修項目と改修メニュー、ESCO 改修費用、省エネルギー可能率、光熱水費削減額、二酸化炭素排出削減率、及び算定根拠等を様式 10-1~6 に従い作成する。

なお、エネルギーに関する計算に用いる換算値等は、別紙 1 に示す。

ESCO 設備維持管理提案書

様式 11 に従い作成する。

運転管理指針提案書

様式 12 に従い作成する。

計測・検証方法提案書

様式 13 に従い作成する。

緊急時対応方法提案書

様式 14 に従い作成する。

主要機器等の設置箇所図提案書

様式 15 に従い作成する。

提案総括表

様式 16 に従い作成する。

10 配布資料

提案要請書と併せて応募者に送付する配布資料は次のとおりとする。

- (1) 施設概要
- (2) 運転日報（電気、ボイラ、冷温水熱源、24 時間系熱源の 8・11・2 月代表日）
- (3) 電気設備設計図書（機器リスト、単線結線図、系統図）
- (4) 空調設備設計図書（機器リスト、系統図）
- (5) 衛生設備設計図書（機器リスト、系統図）

(参考資料) 詳細設計及び工事施工に関する提出書類(今回の提案には不要)

選定 ESCO 事業者は、ESCO 契約に先立って詳細設計を行い、包括的エネルギー管理計画書の一部として、以下の書類を県に提出する。

詳細設計にあたり、選定 ESCO 事業者が採用する「工事共通仕様書」は、県の担当者の承諾を受けなければならない。また、共通仕様書に記述のない施工については、県の担当者が確認することを必要とする。

< 詳細設計時 >

a. 設計書類

設計負荷計算書、構造計算書、工事内訳書、打合せ記録

b. 工事内訳書

選定 ESCO 事業者の書式にて提出すること。

c. 図面

() 空調関係図：空調関係の提案がある場合のみ提出すること。

図面リスト、機器明細票、配管系統図、ダクト系統図、屋外配管図、機械室平面図・断面図、各階配管平面図、各階ダクト平面図、換気設備平面図、部分詳細図、機器詳細図、トレンチ断面図、中央監視関係図、自動制御結線図、制御回路図、制御機器表、盤結線図、その他必要な図面

() 衛生関係図：衛生関係の提案がある場合のみ提出すること

図面リスト、屋外配管図、機器及び器具表、配管系統図、各階平面図、詳細図(便所他)、排水勾配図、桝断面図、給湯設備関連図、その他必要な図面

() 電気関係図：電気関係の提案がある場合のみ提出すること

図面リスト、屋外配線図、自家発電室・変電室等単線結線図及び平面図、電灯・動力・弱電幹線系統図、盤結線図、電灯・動力・弱電幹線平面図、電灯・コンセント平面図、照明器具表(又は姿図)、動力・弱電平面図、火災報知・防災関係図、その他必要な図面

() 建築関係図：建築関係の提案がある場合のみ提案すること

図面リスト、案内図、配置図、仕上げ表、平面図、伏図、立面図、断面図、矩径図、各部詳細図、展開図、建具表、サイン計画図、外構図、日影図、構造図、その他必要な図面

() その他、必要な図面

() なお、() ~ () の図面の作成にあたっては、改修箇所を明示し、改修工事に必要な仮設図を添付のこと

< 工事施工時 >

a. 工事施工は、承諾を受けた詳細設計図面に基づいて行い、施工監理にあたっては県の指示を受け、また、当該施設の運営管理に支障とならないよう留意した施工計画を作成し、県の承諾を受けて施工しなければならない。

b. 施工監理については、選定 ESCO 事業者と県が合意の上で採用した「工事共通仕様書」に基づき、県の重点監理を受けなければならない。

c. ESCO 事業者は、建築基準法若しくは建設業法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行うこと。

d. 県は、定期的に ESCO 事業者の工事施工、工事監理の状況の確認を求め、ESCO 事業者は、この求めに誠実に応じなければならない。

e. ESCO 事業者は、県が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行う。また、工事現場での施工状況の確認を行う。

f. 工事中の安全対策・施設管理者及び近隣住民との調整等は ESCO 事業者において十分に行うこと。

g. 工事完成時には、施工記録を用意して、現場で県の確認を受けなければならない。

h. その他必要に応じて、各種許認可等の書類の作成をし、その写しを県に提出しなければならない。

別紙1

1. 省エネルギー率
6.0 %
別紙2に示すベースラインの基となる総エネルギー量に対する割合
2. 二酸化炭素排出削減率
6.0 %
別紙2に示す総二酸化炭素排出量に対する割合
3. 光熱水費削減保証額
15,100,000円/年 (税込み)
4. 設計・改修工事費用の支払限度額
82,000,000円(税込み)
5. ESCOサービス料の支払限度額
2,900,000円/年 (税込み)
6. 基準エネルギー単価

		税込み単価	
電気 使用料	基本料金	1,399.90	(円/kW)
	従量料金 (都度適 当な単 価を使 用のこ と)	夏季	8.61 (円/kWh)
		その他	8.33 (円/kWh)
		夜間	7.02 (円/kWh)
	年平均単価	8.40 (円/kWh)	
都市ガス使用料		114.65	(円/m ³)
灯油使用料		62.78	(円/L)
上水道使用料		182.54	(円/m ³)
下水道使用料		240.04	(円/m ³)

- 1 夏季とは7月～9月の期間、夜間とは21時～8時の間
- 2 単価の算出根拠は(参考資料)別紙1関係を参照

7. エネルギー換算値等

	一次エネルギー換算係数	二酸化炭素排出係数
電気	9.67 (MJ/kWh)	0.5550 (kg-CO ₂ /kWh)
都市ガス	62.8 (MJ/m ³)	0.0506 (kg-CO ₂ /MJ)
灯油	36.7 (MJ/L)	0.0678 (kg-CO ₂ /MJ)
上水	- (MJ/m ³)	- (kg-CO ₂ /m ³)
下水	- (MJ/m ³)	- (kg-CO ₂ /m ³)

上記は、今回提案において使用する換算値として定めたものである。

ベースラインの設定

(1)基準エネルギー単価は「(参考資料)別紙1関係」による。

費用は税込み

年度	月	電気							都市ガス		上水		下水		灯油	
		医療用を除く電力 (kWh)	医療用に 係る電力 (kWh)	電力量計 (kWh)	電力内訳			費用 (千円)	使用量 (m3)	費用 (千円)	使用量 (m3)	費用 (千円)	使用量 (m3)	費用 (千円)	使用量 (L)	費用 (千円)
					昼間電力 (kWh)	夜間電力 (kWh)	ピーク電力 (kWh)									
H15	4	1,083,470	40,450	1,123,920	656,240	467,680	0	14,323	67,673	7,154					23,304	832
	5	1,113,430	41,610	1,155,040	613,920	541,120	0	14,433	85,503	8,350	26,321	4,804	23,519	5,643	6,989	250
	6	1,185,980	40,180	1,226,160	742,920	483,240	0	15,147	102,683	9,499					27,441	980
	7	1,274,370	42,870	1,317,240	604,640	527,320	185,280	17,001	100,386	9,346	32,865	5,999	26,119	6,271	52,756	1,883
	8	1,329,400	41,520	1,370,920	630,400	547,920	192,600	17,456	132,184	11,476					44,730	1,597
	9	1,241,650	39,990	1,281,640	573,480	531,960	176,200	16,635	114,407	10,281	31,857	5,815	23,365	5,606	21,980	790
	10	1,131,040	42,240	1,173,280	691,440	481,840	0	14,707	67,278	9,273					11,354	353
	11	1,107,150	39,330	1,146,480	611,480	535,000	0	14,374	62,606	7,336	26,748	4,882	24,400	5,856	17,026	529
	12	1,205,350	40,770	1,246,120	681,640	564,480	0	15,147	89,883	9,390					14,038	436
	1	1,129,210	40,950	1,170,160	622,440	547,720	0	14,546	97,768	9,984	24,611	4,503	23,320	5,596	30,022	933
	2	1,071,880	39,120	1,111,000	628,080	482,920	0	14,184	99,118	10,086					25,234	784
	3	1,187,140	43,060	1,230,200	728,560	501,640	0	14,936	88,182	9,262	24,711	4,510	23,646	5,674	21,656	673
	計	14,060,070	492,090	14,552,160	7,785,240	6,212,840	554,080	182,894	1,107,671	111,442	167,113	30,516	144,369	34,650	296,530	10,040
H16	4	1,072,100	40,540	1,112,640	644,040	468,600	0	14,040	62,429	6,682					22,646	737
	5	1,077,420	41,420	1,118,840	583,200	535,640	0	13,953	94,652	8,779	27,708	5,057	24,732	5,936	3,998	130
	6	1,200,730	41,310	1,242,040	778,040	464,000	0	15,319	99,365	9,086					35,551	1,168
	7	1,403,610	42,110	1,445,720	856,840	588,280	200,600	18,051	139,545	11,701	37,131	6,779	28,788	6,916	60,795	2,071
	8	1,412,560	42,200	1,454,760	660,880	591,080	202,800	18,132	137,017	11,436					38,084	1,304
	9	1,252,660	40,780	1,293,440	565,480	554,080	173,880	17,053	119,567	10,301	33,152	6,052	24,449	5,868	26,430	905
	10	1,098,510	41,570	1,140,080	655,200	484,880	0	14,758	89,189	8,564					5,327	232
	11	1,111,230	40,530	1,151,760	645,040	506,720	0	14,815	57,383	6,408	26,011	4,747	23,162	5,557	9,315	419
	12	1,182,050	40,910	1,222,960	672,680	550,280	0	15,573	90,905	8,680					28,544	1,292
	1	1,216,620	40,940	1,257,560	639,400	618,160	0	15,739	90,653	8,663	25,323	4,621	24,535	5,889	25,499	1,145
	2	1,075,900	37,260	1,113,160	643,840	469,320	0	14,768	102,804	9,486					30,989	1,386
	3	1,128,020	40,660	1,168,680	692,240	476,440	0	15,330	102,502	9,466	24,738	4,514	23,465	5,630	30,938	1,384
	計	14,231,410	490,230	14,721,640	7,836,880	6,307,480	577,280	187,537	1,186,011	109,259	174,063	31,773	149,131	35,798	318,116	12,172
H17	4	1,024,260	38,020	1,062,280	619,080	443,200	0	12,926	75,488	8,361					26,480	1,262
	5	1,069,630	40,010	1,109,640	568,200	541,440	0	13,185	73,833	8,233	25,788	4,707	23,076	5,537	11,645	571
	6	1,202,090	40,190	1,242,280	775,600	466,680	0	14,287	93,208	9,732					3,893	191
	7	1,322,210	40,710	1,362,920	604,680	573,160	185,080	16,448	112,171	11,199	30,111	5,497	28,243	6,784	54,012	2,667
	8	1,369,940	40,860	1,410,800	669,360	537,800	203,640	16,994	122,424	11,992					47,607	2,448
	9	1,230,340	39,140	1,269,480	554,440	543,040	172,000	16,156	113,345	11,290	32,097	5,859	26,087	6,264	8,255	428
	10	1,082,790	41,290	1,124,080	651,480	472,600	0	13,808	79,899	8,774					5,344	306
	11	1,053,900	39,620	1,093,520	617,360	476,160	0	13,557	67,132	7,775	28,061	5,122	25,200	6,050	49,758	2,836
	12	1,197,580	40,540	1,238,120	675,280	562,840	0	15,067	138,861	13,390					16,143	913
	1	1,186,630	41,090	1,227,720	619,600	608,120	0	14,930	82,227	8,957	25,346	4,626	24,636	5,913	63,557	4,028
	2	1,089,640	39,040	1,128,680	658,240	470,440	0	14,243	105,420	10,772					95	6
	3	1,202,590	51,130	1,253,720	743,560	510,160	0	15,581	106,614	10,865	26,005	4,746	24,858	5,967	11,761	776
	計	14,031,600	491,640	14,523,240	7,756,880	6,205,640	560,720	177,182	1,170,622	121,340	167,408	30,557	152,100	36,515	298,550	16,432
3年間平均値		14,107,693 (kWh/年)		14,599,013 (kWh/年)	7,793,000 (kWh/年)	6,241,987 (kWh/年)	564,027 (kWh/年)	182,538 (千円/年)	1,154,768 (m3/年)	114,014 (千円/年)	169,528 (m3/年)	30,949 (千円/年)	148,533 (m3/年)	35,654 (千円/年)	304,399 (L/年)	12,881 (千円/年)
ESCO事業対象に係るエネルギー量の単純平均値		14,107,693 (kWh/年)		14,599,013 (kWh/年)	7,793,000 (kWh/年)	6,241,987 (kWh/年)	564,027 (kWh/年)	182,538 (千円/年)	1,154,768 (m3/年)	114,014 (千円/年)	169,528 (m3/年)	30,949 (千円/年)	148,533 (m3/年)	35,654 (千円/年)	304,399 (L/年)	12,881 (千円/年)
ベースライン及び二酸化炭素排出量の算出の基となる総エネルギー量		一次エネルギー換算係数 9.67 (MJ/kWh)		一次エネルギー換算係数 9.67 (MJ/kWh)	内訳 夏来(7~9月分) 3,945,580 (kWh/年)	その他季 10,162,113 (kWh/年)		都市ガス使用量 1,154,768 (m3/年)	上水使用量 169,528 (m3/年)	下水使用量 148,533 (m3/年)	灯油使用量 304,399 (L/年)					
		電気エネルギー量 136,421,391 (MJ/年)		電気エネルギー量 136,421,391 (MJ/年)	内訳 夏来(7~9月分) 38,153,759 (MJ/年)	その他季 98,267,633 (MJ/年)		一次エネルギー換算係数 62.8 (MJ/m3)	一次エネルギー換算係数 - (MJ/m3)	一次エネルギー換算係数 - (MJ/m3)	一次エネルギー換算係数 36.70 (MJ/L)					
								都市ガスエネルギー量 72,519,430 (MJ/年)	上水道エネルギー量 - (MJ/年)	下水道エネルギー量 - (MJ/年)	灯油エネルギー量 11,171,443 (MJ/年)					
											総エネルギー量 220,112,264 (MJ/年)					
基準エネルギー単価(1)		夏来(7~9月)単価 8.61 (円/kWh)		夏来(7~9月)単価 8.61 (円/kWh)	その他来単価 8.33 (円/kWh)	基本料金 1,399.90 (円/kW)		114.65 (円/m3)	182.54 (円/m3)	240.04 (円/m3)	62.78 (円/L)					
ベースライン		電気使用料 169,018,244 (円/年)		電気使用料 169,018,244 (円/年)	内訳 基本料金 50,396,400 (円/年)	契約電力 3,000 (kW) 従量料金 118,621,844 (円/年)		132,394,151 (円/年)	30,945,641 (円/年)	35,653,861 (円/年)	19,110,169 (円/年)					
											ベースライン 387,122,066 (円/年)					
総二酸化炭素排出量								7,829,770 (kg-CO2/年)	3,669,483 (kg-CO2/年)	- (kg-CO2/年)	- (kg-CO2/年)	- (kg-CO2/年)	757,424 (kg-CO2/年)			
											総二酸化炭素排出量 12,256,677 (kg-CO2/年)					

(参考資料) 別紙1関係

島根県立中央病院ESCO事業
提案募集要項

1. 電力系統におけるESCO事業対象範囲

[中央病院電力系統図]

22kV 3 3W 60Hz
常用線・予備線2回線受電

記号	系統	
HA - 1	高压電気室(1)	一般電灯・コンセント
HA - 2	高压電気室(1)	一般動力
HA - 3	高压電気室(3)	一般電灯・コンセント
HA - 4	高压電気室(3)	一般動力
HA - 5	高压電気室(3)	医療用V V F

記号	系統	
HB - 1	高压電気室(1)	一般放射線
HB - 2	高压電気室(2)	一般電灯・コンセント
HB - 3	高压電気室(2)	一般動力
HB - 4	高压電気室(4)	一般電灯・コンセント
HB - 5	高压電気室(4)	一般動力
HB - 6	高压電気室(02)	(外構工事)

記号	系統	
HG - 1	高压電気室(1)	保安電灯・コンセント
HG - 2	高压電気室(1)	防災・保安・動力
HG - 3	高压電気室(1)	保安放射線
HG - 4	高压電気室(2)	保安電灯・コンセント
HG - 5	高压電気室(2)	防災・保安・動力
HG - 6	高压電気室(3)	保安電灯・コンセント
HG - 7	高压電気室(3)	防災・保安・動力
HG - 8	高压電気室(4)	保安電灯・コンセント
HG - 9	高压電気室(4)	防災・保安・動力
HG - 10	高压電気室(3)	医療用V V F

非常用発電機
6.6kV 3 3W 60Hz
1,000kVA×2台

☐: ESCO事業対象外(医療用設備に係る系統)
(注)各系統ごとに積算電力量計の設置有り。

2. 基準エネルギー単位の算定

年度	月	電気					都市ガス		
		電力量計 (kWh)	電力内訳			従量料金 (基本料金除く) (円)	使用量 (m3)	費用 (円)	
			昼間電力 (kWh)	夜間電力 (kWh)	ピーク電力 (kWh)				
H18	4	1,144,560	647,200	497,360	0	10,000,286	68,677	8,564,331	
	5	1,130,960	559,360	571,600	0	9,667,538	69,107	8,602,175	
	6	1,177,360	732,520	444,840	0	10,560,768	95,292	10,906,743	
	7	1,322,560	585,920	556,480	180,160	11,345,543	127,607	13,750,818	
	8	1,393,200	665,040	521,880	206,280	12,095,856	136,947	14,572,841	
	9	1,181,080	520,000	497,360	163,720	10,149,309	104,620	11,727,710	
	10	1,113,920	649,120	464,800	0	8,744,142	78,239	9,405,891	
	11	1,119,000	631,120	487,880	0	8,727,682	68,867	8,581,052	
	12	1,224,440	673,480	550,960	0	9,876,323	102,009	11,497,913	
	計	10,807,080	5,663,760	4,593,160	550,160	91,167,447	851,365	97,609,474	
	基準エネルギー 単価		従量料金単価	その他季単価(7~9月を除く)		夏季単価(7~9月)	都市ガス使用料		
			8.33	(円/kWh)		8.61	(円/kWh)	114.65	(円/m3)

年度	月	上水		下水		灯油		
		使用量 (m3)	費用 (円)	使用量 (m3)	費用 (円)	使用量 (L)	費用 (円)	
H18	4					14,800	893,550	
	5	27,667	5,050,098	25,352	6,086,388	18,054	1,146,880	
	6					5,511	350,086	
	7	33,992	6,205,676	28,110	6,752,444	10,649	676,478	
	8					30,726	2,080,918	
	9	31,198	5,695,212	22,287	5,346,190	3,469	234,938	
	10					10,815	648,359	
	11	25,389	4,633,907	23,797	5,710,855	130	7,794	
	12					44,943	2,694,333	
	計	118,246	21,584,893	99,546	23,895,877	139,097	8,733,336	
	基準エネルギー 単価		上水道使用料		下水道使用料		灯油使用料	
			182.54	(円/m3)	240.04	(円/m3)	62.78	(円/L)

電気基本料金単価 1,399.90 円/kW 契約電力 3,000 kW